

改正案	現行
<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出</p> <p>一 の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出</p> <p>一 の三 別表第二の三（<u>第二号フ及び第三号を除く。</u>）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出</p> <p>一 の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の<u>一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。</u>）のロシアを仕向地とする輸出</p> <p>一 の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。<u>第四条第二項第二号へ</u>において同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出</p>	<p>（輸出の承認）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出</p> <p>一 の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出</p> <p>一 の三 別表第二の三（<u>第二号フを除く。</u>）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出</p> <p>一 の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の<u>二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。</u>）のロシアを仕向地とする輸出</p> <p>一 の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。<u>第四条第二項第二号ホ</u>において同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出</p>

一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三（第二号フ及び第三号を除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）
一の七 ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

二（略）

2・3（略）

（特例）

第四条（略）

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一（略）

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき、ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

ロ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三五及び三五の二の項の中欄に掲げるもの

ハ 別表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第

一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三（第二号フを除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）
一の七 ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

二（略）

2・3（略）

（特例）

第四条（略）

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一（略）

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき、ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

ロ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三五及び三五の二の項の中欄に掲げるもの

ハ 別表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第

二の二に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの
ニ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、ベラルーシを仕向地とするもの

ホ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち別表第二の三に掲げる貨物及び別表第五第三号に掲げる貨物のうち別表第二の三第三号に掲げる貨物であつて、ロシアを仕向地とするもの

ヘ 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ウクライナを仕向地とするもの

ト 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの（第二条第一項第一号の六又は第一号の七に規定する輸出に係るものに限る。）

三 (略)

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合及び別表第二の三第三号に掲げる貨物をロシアを仕向地として輸出しようとする場合に

二の二に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの
ニ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの

(新設)

ホ 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ウクライナを仕向地とするもの

ヘ 別表第五第二号に掲げる貨物であつて、ベラルーシ又はロシアを仕向地とするもの（第二条第一項第一号の六又は第一号の七に規定する輸出に係るものに限る。）

三 (略)

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

を除く。

3・4 (略)

別表第二の三(第二条、第四条関係)

- 一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物
 - 二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)
- イソフ (略)

三 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの(前二号に掲げる貨物を除く。)

イ アルコール飲料及びエチルアルコール

ロ 葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)

ハ 香水類、オーデコロン類その他の調製香料及び美容用、

メイキヤツプ用又は皮膚の手入れ用の調製品その他の化粧品類

ニ トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他の衣類附属品

ホ 毛皮製のオーバークートその他の毛皮製品

ヘ じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

ト つづれ織物

チ スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のショールその他の衣類附属品

リ スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物

3・4 (略)

別表第二の三(第二条、第四条関係)

- 一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物
- 二 次に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)

イソフ (略)

(新設)

- ヌ 革製その他の材料製の帽子（安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。）
- ル 磁器製の食卓用品その他の陶磁製品
- ヲ ガラス製品（鉛ガラス製のものに限る。）
- ワ 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金属（銀及び金を除く。）の製品並びに特定金属を張った金属の製品
- カ 船舶推進用エンジン及びその部分品並びに携帯用の自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）
- ヨ 乗用自動車その他の自動車、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付きの自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品
- タ 呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのないいずれも有しない保護用マスクを除く。）
- レ 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含み、ケースに特定金属又は特定金属を張った金属を使用したものに限る。）及びその部分品
- ソ グランドピアノ
- ツ 美術品、収集品及びこつとう